

【子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等  
業務室関係】



放課後児童健全育成事業の実施について（新旧対照表）

新	旧
<p>別紙 放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業の種類                      (1) 放課後児童健全育成事業 <b>【別添1】</b>                      (2) 放課後子ども環境整備事業 <b>【別添2】</b>                      (3) 放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業) <b>【別添3】</b>                      (4) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業) <b>【別添4】</b>                      (5) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業) <b>【別添5】</b>                      (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 <b>【別添6】</b>                      (7) 障害児受入強化推進事業 <b>【別添7】</b>                      (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 <b>【別添8】</b>                      (9) <u>放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業</u> <b>【別添9】</b>                      (10) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 <b>【別添10】</b></p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添10の定めによること。</p>	<p>別紙 放課後児童健全育成事業実施要綱</p> <p>1 目的 近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とする。</p> <p>2 事業の種類                      (1) 放課後児童健全育成事業 <b>【別添1】</b>                      (2) 放課後子ども環境整備事業 <b>【別添2】</b>                      (3) 放課後児童クラブ支援事業 (障害児受入推進事業) <b>【別添3】</b>                      (4) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ運営支援事業) <b>【別添4】</b>                      (5) 放課後児童クラブ支援事業 (放課後児童クラブ送迎支援事業) <b>【別添5】</b>                      (6) 放課後児童支援員等処遇改善等事業 <b>【別添6】</b>                      (7) 障害児受入強化推進事業 <b>【別添7】</b>                      (8) 小規模放課後児童クラブ支援事業 <b>【別添8】</b>                      (新規)                      (9) 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 <b>【別添9】</b></p> <p>3 事業の実施方法 各事業の実施及び運営は、別添1～別添9の定めによること。</p>

新

旧

<p>別添 1 放課後児童健全育成事業</p>	<p>別添 1 放課後児童健全育成事業</p>
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「設備運営基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に適切に遊び及び生活的な場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図るものである。</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号、以下「法」という。）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に適切に遊び及び生活的な場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、その健全な育成を図るものである。</p>
<p>2 実施主体 （略）</p>	<p>2 実施主体 （略）</p>
<p>3 対象児童 対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び設備運営基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。） なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p>	<p>3 対象児童 対象児童は、法第 6 条の 3 第 2 項及び基準に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童とし、その他に特別支援学校の小学部の児童も加えることができること。（以下「放課後児童」という。） なお、「保護者が労働等」には、保護者の疾病や介護・看護、障害なども対象となること。</p>
<p>4 規模 設備運営基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準（以下「条例基準」という。）が、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する設備運営基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該設備運営基準に適合しているもののみとしている。</p>	<p>4 規模 基準第 10 条第 2 項に規定する支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね 40 人以下とする。 なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、おおむね 40 人以下とする児童の数に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているもののみとしている。</p>
<p>5 職員体制 （1）放課後児童支援員、補助員の員数 設備運営基準第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員の数は、一</p>	<p>5 職員体制 基準第 10 条第 1 項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の</p>

新

の支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者を含む。）をもってこれに代えることができる。

なお、上記によらない場合でも、児童の支援に支障がなく、条例等により利用児童の安全確保方策について定め、それによる対策を講じている場合については、本事業の対象とする。

(2) 放課後児童支援員、補助員の要件

放課後児童支援員は、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「1 放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」に基づき都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が行う研修(以下「認定資格研修」という。)を修了した者(以下「研修修了予定者」という。)を含む。)でなければならぬ。なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、当該者の研修計画を立てることとし、原則採用から1年以内に研修を修了させるよう努めること。研修修了予定者の研修計画は、放課後児童健全育成事業者等と相談し市町村が作成すること。

また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修(放課後児童コース)」を修了していることが望ましい。

6 開所日数  
(略)

7 開所時間  
(略)

8 施設・設備

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。

なお、条例基準が、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする専用区画の面積に関する設備運営基準を満たしていない場合であって

旧

単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者を含む。）をもってこれに代えることができる。

放課後児童支援員は、基準第10条第3項各号のいずれかに該当するものであって、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第19号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」の「1 放課後児童支援員認定資格研修事業(都道府県認定資格研修ガイドライン)」に基づき都道府県知事又は指定都市市長が行う研修(以下「認定資格研修」という。)を修了した者(以下「研修修了予定者」という。)を含む。)でなければならぬ。

また、補助員については、「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇児発0521第18号雇用均等・児童家庭局長通知)の別添「子育て支援員研修事業実施要綱」の別表1に定める「子育て支援員基本研修」及び別表2-3に定める「子育て支援員専門研修(放課後児童コース)」を修了していることが望ましい。

6 開所日数  
(略)

7 開所時間  
(略)

8 施設・設備

- (1) (略)
- (2) (略)

(3) 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない。

なお、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る市町村が条例で定める基準において、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とする

新	旧
<p>も、経過措置等により、当該<b>設備運営</b>基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>(4) (略) (5) (略)</p> <p>9 運営内容 (略)</p> <p>10 留意事項 (1) (略) (2) 別添2～別添10に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> <p><u>(7) 児童数が20人未満になる時間帯及び曜日のみ職員1名配置とする場合には、利用登録時などに利用時間を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯等を把握しておくことが必要である。</u></p> <p>11 費用 (略)</p>	<p>専用区画の面積に関する基準を満たしていない場合であっても、経過措置等により、当該基準に適合しているものとみなしている場合についても、本事業の対象とする。</p> <p>(4) (略) (5) (略)</p> <p>9 運営内容 (略)</p> <p>10 留意事項 (1) (略) (2) 別添2～別添9に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>11 費用 (略)</p>

新

旧

別添2 放課後子ども環境整備事業	別添2 放課後子ども環境整備事業
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備等の環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進を図る。</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、<u>業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料）を</u>行う事業（開所前月分）を支弁する事業。 ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災、防犯対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修を行う事業。 ③①の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域強化プラン）」（平成29年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子ども供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場<u>合に必要な経費（礼金・賃借料）を</u>行う事業。</p> <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>4 対象事業の制限 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）に基づく放課後児童健全育成事業を実施するため、既存の小学校の余裕教室等の改修や必要な設備の整備等の環境整備を行うことにより、放課後児童健全育成事業の設置促進を図る。</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 対象事業 (1) 放課後児童クラブ設置促進事業 ①別添1に基づく放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修、<u>業並びに開所準備に必要な経費（礼金・賃借料）を</u>行う事業（開所前月分）を支弁する事業。 ②別添1に基づく既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合において、高学年の児童の受入れ等による児童の数の増加又は防災、防犯対策の実施に伴い、必要となる小学校の余裕教室、民家・アパートなど既存施設の改修を行う事業。 ③①の事業を実施する際に、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金実施要領（学校を核とした地域強化プラン）」（平成29年3月31日付け文部科学省生涯学習政策局長・初等中等教育局長決定）に基づき放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子ども供たちの安全・安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等の支援活動（以下「放課後子供教室」という。）と一体的に実施する場<u>合に必要な経費（礼金・賃借料）を</u>行う事業。</p> <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>4 対象事業の制限 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>

新

別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

- 1 趣旨  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置すること、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものがある。
- 2 実施主体  
（略）
- 3 事業内容  
（略）
- 4 留意事項  
（略）
- 5 費用  
（略）

旧

別添3 放課後児童クラブ支援事業（障害児受入推進事業）

- 1 趣旨  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、障害児の受入れに必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置すること、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

- 2 実施主体  
（略）
- 3 事業内容  
（略）
- 4 留意事項  
（略）
- 5 費用  
（略）

新	旧
<p>別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業） （略）</p> <p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業） （略）</p>	<p>別添4 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ運営支援事業） （略）</p> <p>別添5 放課後児童クラブ支援事業（放課後児童クラブ送迎支援事業） （略）</p>

新

旧

<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p>	<p>別添6 放課後児童支援員等処遇改善等事業</p>
<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取組むとともに、放課後児童健全育成事業の賃金改善の向上及び経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (略)</p> <p>5 対象事業の制限等 (略)</p> <p>6 費用 (略)</p>	<p>1 趣旨 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、放課後児童支援員等の処遇の改善に取組むとともに、放課後児童健全育成事業の賃金改善の向上及び経費の補助を行うことにより、放課後児童健全育成事業の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。</p> <p>2 実施主体 (略)</p> <p>3 事業の内容 (略)</p> <p>4 実施方法 (略)</p> <p>5 対象事業の制限等 (略)</p> <p>6 費用 (略)</p>

新

別添 7 障害児受入強化推進事業

1 趣旨  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、3人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するとともに、医療的ケア児を受け入れる場合に看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）の配置等を行うことで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

- 2 実施主体  
（略）
- 3 事業内容  
（略）
- 4 留意事項  
（略）
- 5 費用  
（略）

旧

別添 7 障害児受入強化推進事業

1 趣旨  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者において、3人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受入に必要となる専門的知識等を有する放課後児童支援員等を複数配置するとともに、医療的ケア児を受け入れる場合に看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）の配置等を行うことで、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。

- 2 実施主体  
（略）
- 3 事業内容  
（略）
- 4 留意事項  
（略）
- 5 費用  
（略）

新

旧

新	旧
<p>別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 事業内容 （略）</p> <p>4 実施方法 （略）</p> <p>5 留意事項 （1）（略） （2）別添 2～別添 7 及び別添 9～別添 10 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 （略）</p>	<p>別添 8 小規模放課後児童クラブ支援事業</p> <p>1 趣旨 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「基準」という。）に基づく放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）のうち、一の支援の単位を構成する児童の数が 19 人以下の小規模な放課後児童健全育成事業所に複数の放課後児童支援員等を配置することにより、放課後児童健全育成事業の円滑な実施を図るものである。</p> <p>2 実施主体 （略）</p> <p>3 事業内容 （略）</p> <p>4 実施方法 （略）</p> <p>5 留意事項 （1）（略） （2）別添 2～別添 7 及び別添 9 に基づき実施される事業に必要な経費については、本事業の対象とならない。</p> <p>6 費用 （略）</p>

新

旧

別添9 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

(新規)

1 趣旨

放課後児童クラブに、要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）に対応する職員を配置し、放課後児童クラブにおける、要支援児童等への対応や関係機関との連携の強化を図るものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は、児童福祉法第25条の2に基づき、要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置し、放課後児童クラブが地域協議会を構成する関係機関として参加している市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

3 事業内容

(1) 要支援児童等の対応をする職員の配置

別添1に基づき放課後児童健全育成事業における要支援児童等への適切な支援を図るため、必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等、市町村が適切と認めた者を地域協議会に参加している放課後児童クラブに配置する。

(2) 要支援児童等の対応をする職員の業務

要支援児童等の対応をする職員は、以下の①から④を必須とするとともに、⑤又は⑥のいずれかの業務についても行うこととする。

- ①放課後児童支援員等が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援
- ②地域協議会が開催する個別ケース検討会議に参加し、関係機関への情報の提供及び共有
- ③地域協議会を活用し、放課後児童クラブにおける要支援児童等の出欠状況等について、市町村や児童相談所への定期報告の実施
- ④要支援児童等について、当該児童が通う小学校との情報共有、連携
- ⑤他の放課後児童クラブへの巡回支援
- ⑥子育て支援や虐待予防の取組等に資する地域活動への参画等

4 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

新

旧

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。  
なお、本事業を実施する市町村が、事業の全部又は一部を委託等する場合は、個人情報保護を十分に遵守させるように指導しなければならぬ。

5 留意事項

本事業の実施に当たっては、都道府県等が実施する「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日付け雇児発 0521 第 19 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添 5「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」により行う放課後児童支援員等資質向上研修事業を十分に活用するなどして、要支援児童等の対応を行う放課後児童支援員等の研修の機会を確保し、専門的知識や技術等の習得に努めること。

6 費用

(1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費として、保護者から徴収した額を充当してはならない。

新

別添 10 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

1 趣旨  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者に対して放課後児童支援員（令和 5 年 3 月 31 日までに都道府県児童支援員が研修を修了することにより、経費の補助を行うことを行う者）又は中核市市長が研修を修了することにより、経費の補助を行うことを行う者を含む。以下同じ。）の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進し、もって児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2 実施主体  
 (略)

3 事業内容  
 (略)

4 実施方法  
 (略)

5 対象事業の制限等  
 (略)

6 費用  
 (略)

旧

別添 9 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

1 趣旨  
 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。）に基づき放課後児童健全育成事業を行う者に対して放課後児童支援員（平成 32 年 3 月 31 日までに都道府県児童支援員が研修を修了することにより、経費の補助を行うことを行う者）又は指定都市市長が研修を修了することにより、経費の補助を行うことを行う者を含む。以下同じ。）の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を促進し、もって児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全な育成に資することを目的とする。

2 実施主体  
 (略)

3 事業内容  
 (略)

4 実施方法  
 (略)

5 対象事業の制限等  
 (略)

6 費用  
 (略)

子 発 0329 第 2 号  
平成 31 年 3 月 29 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

### 放課後児童対策支援事業の実施について

近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域の実情に応じて、放課後や週末等に児童が安心して過ごせる居場所を確保し、もって次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とし、放課後児童対策支援事業を次により実施し、平成 31 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

### 記

#### 第 1 事業の種類

- 1 放課後居場所緊急対策事業
- 2 小規模多機能・放課後児童支援事業

#### 第 2 事業の実施

各事業の実施に当たっては、次によること。

- 1 放課後居場所緊急対策事業実施要綱（別添1）
- 2 小規模多機能・放課後児童支援事業実施要綱（別添2）

## 別添1 放課後居場所緊急対策事業

### 1 趣旨

放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子どもの安全・安心な居場所を提供するものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容

放課後児童クラブの利用申込みをしたにもかかわらず利用できない、主として4年生以上の高学年児童の受け皿や多様な居場所を確保するため、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等に専門スタッフを配置し、入退館の把握や見守り等を行い、放課後の子どもの居場所を提供する事業を実施する。

### 4 対象児童等

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、放課後児童クラブを利用できない小学校4年生以上を主な対象とする。

また、利用児童数については、事業を実施する施設の規模や職員体制、利用状況等を踏まえ、児童が安全に過ごすことができる人数を勘案して設定するものとする。

### 5 職員体制等

市町村が適切と認めた者を1人以上配置すること。なお、事業の実施に際しては、既存施設に従事する職員等と密接に連携し、その協力体制のもとで行うものとする。

### 6 開所日数等

開所する日数等は、原則として週3日以上、かつ1日2時間以上とし、その地域における社会資源の状況や、児童の保護者の就労日数・時間、小学校の授業の終了時刻・休業日その他の状況等や利用者ニーズ等を考慮して設定

することとする。

## 7 実施場所等

児童館、公民館、塾・スポーツクラブなどの既存の社会資源を活用して実施すること。また、児童が安全かつ安心して過ごすための活動スペースを備えるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカー等）を備えるものとする。

## 8 留意事項

- (1) 事業の実施に際しては、学校、家庭と連絡体制を構築し、子どもの状況・居場所等について必要に応じて情報共有を行うとともに、小学校の下校後、直接事業実施施設を利用できるよう小学校との協力体制を構築すること。  
また、入退館時間や送迎等にも十分注意を払い、事業実施施設と学校間、自宅間の往来に係る子どもの安全確保について留意すること。
- (2) 子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくるとともに、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、子どもが過ごす場所として事業の質の向上に努めること。
- (3) 本事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等に加入するものとする。

## 9 対象事業の制限

- (1) 本事業の対象は、放課後児童クラブの待機児童が10人以上生じている市町村（又は生じる見込みのある市町村）とする。
- (2) 塾・スポーツクラブなどの習い事をして子どもが過ごす時間帯は、本事業の補助対象とならない。
- (3) 小学校の敷地内で実施する場合は本事業の対象とならない。
- (4) 他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

## 10 費用

- (1) 国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

## 別添2 小規模多機能・放課後児童支援事業

### 1 趣旨

中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、子どもの安全・安心な居場所の確保を図るため小規模の放課後児童の預かり事業に地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の放課後児童支援を実施するものである。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

### 3 事業内容等

(1) 小規模な放課後児童の預かり事業（以下「預かり事業」という。）の実施を必須とし、一体的に実施する事業・施設として、保育所、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など地域子ども・子育て会議において審議され適当と認められた事業・施設（以下「一体的に実施する事業・施設」という。）を1つ以上実施すること。なお、預かり事業及び一体的に実施する事業・施設は、同一施設内で実施し、両事業は連携・協力関係のもとに利用児童の安全を確保できる体制を構築し、利用児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを実施すること。また、一体的に実施する事業・施設に、人員配置などの最低基準がある場合には、それぞれの事業・施設の設備運営基準を満たした上で、人員配置などの最低基準を超えた体制により、預かり事業に協力できる場合であって、当該事業・施設の運営に支障が出ない限りにおいて一体的に実施する事業・施設とすることができる。

(2) 預かり事業と市町村が独自に実施する子育て支援事業（子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供を行う）及び子育ての負担軽減等を図るために市町村が独自に実施する乳幼児の預かり事業（以下「独自事業」という。）を一体的に実施し、地域の子育て支援の展開を図ること。なお、預かり事業及び独自事業は、同一施設内で実施し、両事業は連携・協力関係のもとに利用児童の安全を確保できる体制を構築し、利用児童の相互交流、職員の共同研修、子育て支援に関する情報交換などを実施すること。

### 4 対象児童及び職員体制

預かり事業の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童や特別支援学校の小学部の児童であり、おおむね10人未満とする。

3（1）の事業を実施するにあたっては、預かり事業の職員は、市町村が適切と認めた者（預かり事業の職員は放課後児童支援員が望ましいこと）を1人以上配置し、一体的に実施する事業・施設の職員と密接に連携し、その協力体制のもとで行うこと。

3（2）の事業を実施するにあたっては、預かり事業及び独自事業の職員は、市町村が適切と認めた者（預かり事業の職員は放課後児童支援員が望ましいこと）を合計2人以上配置し、当該事業に従事する職員は密接に連携し、その協力体制のもとで行うこと。

## 5 開所日数及び開所時間

預かり事業を開所する日数等は、原則として週3日以上、かつ1日3時間以上とし、その地域における社会資源の状況や、児童の保護者の就労日数・時間、小学校の授業の終了時刻・休業日その他の状況等や利用者ニーズ等を考慮して設定することとする。

## 6 実施場所及び設備等

実施場所は、児童福祉施設などや空き店舗、公営住宅等の空きスペース等、既存施設の活用により実施することとし、職員の連携・児童の相互交流が図られるよう、同一施設内での実施を原則とする。また、預かり事業においては、児童が安全かつ安心して過ごすための活動スペースを備えるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等（活動に必要な遊具、図書、児童の所持品を収納するロッカー等）を備えるものとする。

## 7 留意事項等

- （1）地域子ども・子育て会議において、本事業の必要性が評価された場合に限り実施できるものとする。また、利用児童の安全性や衛生的な環境を確保するための方策を市町村で検討し、事業の実施にあたっては、市町村と連携すること。
- （2）預かり事業について、子どもが過ごす空間や時間に配慮し、発達段階にふさわしい遊びと生活の環境をつくるとともに、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、子どもが過ごす場所として事業の質の向上に努めること。
- （3）本事業の運営主体は、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。また、傷害保険等に加入するものとする。
- （4）他の国庫補助を受ける場合は本事業の対象とならない。

## 8 費用

- （1）国は、市町村が実施する事業又は助成する事業に対して、別に定めると

ころにより補助するものとする。

- (2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（新旧対照表）

新	旧
雇児発 0529 第 17 号 平成 26 年 5 月 29 日 一次改正 雇児発 0521 第 14 号 平成 27 年 5 月 21 日 二次改正 雇児発 0401 第 33 号 平成 28 年 4 月 1 日 三次改正 雇児発 0403 第 31 号 平成 29 年 4 月 3 日 四次改正 子 発 0523 第 1 号 平成 30 年 5 月 23 日 五次改正 子 発 0329 第 8 号 平成 31 年 3 月 29 日 六次改正 子 発 0920 第 4 号 令和元年 9 月 20 日 <u>七次改正 子 発 ※ 第 ※ 号</u> <u>令和 2 年 ※ 月 ※ 日</u>	雇児発 0529 第 17 号 平成 26 年 5 月 29 日 一次改正 雇児発 0521 第 14 号 平成 27 年 5 月 21 日 二次改正 雇児発 0401 第 33 号 平成 28 年 4 月 1 日 三次改正 雇児発 0403 第 31 号 平成 29 年 4 月 3 日 四次改正 子 発 0523 第 1 号 平成 30 年 5 月 23 日 五次改正 子 発 0329 第 8 号 平成 31 年 3 月 29 日 六次改正 子 発 0920 第 4 号 令和元年 9 月 20 日
各 都道府県知事 殿	各 都道府県知事 殿
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)

<p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>別紙</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱</p> <p><b>1 事業の目的</b> （略）</p> <p><b>2 実施主体</b> （略）</p> <p><b>3 事業の内容及び実施方法</b> （1）基本事業 ①～②（略）</p>	<p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、今般、別紙のとおり「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区及び一部事務組合を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>別紙</p> <p>子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施要綱</p> <p><b>第1 事業の目的</b> （略）</p> <p><b>第2 実施主体</b> （略）</p> <p><b>第3 事業の内容及び実施方法</b> （1）基本事業 ①～②（略）</p>
--	---

<p>③ ファミリー・サポート・センターの設置について</p> <p>ア 本部の設置について 各市町村に1か所設置するものとする。</p> <p>イ 支部の設置について 政令指定都市については区ごとに1か所、<u>その他の市町村については地域の実情に応じて、本部のほかにも支部を設置することができる。なお、支部を設置した場合、別途加算の対象とする。</u></p> <p>④ 実施方法 (略)</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 (略)</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、<u>ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）及び障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等</u>（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援</p> <p>① 事業内容 ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合には、別途加算の対象とする。((1)①ア～ウ又は(2)①ア～エに加えてひとり親家庭等の全てに対し、②のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。なお、事業内容は</p>	<p>③ ファミリー・サポート・センターの設置について</p> <p>ア 本部の設置について 各市町村に1か所設置するものとする。</p> <p>イ 支部の設置について 政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかにも支部を設置することができる。</p> <p>④ 実施方法 (略)</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 (略)</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）及び<u>ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）</u>（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援</p> <p>① 事業内容 ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合には、別途加算の対象とする。((1)①ア～ウ又は(2)①ア～エに加えてひとり親家庭、<u>低所得者及びダブルケア負担の世帯</u>の全てに対し、②のいずれかの事業を実施することとし、会員</p>
<p>③ ファミリー・サポート・センターの設置について</p> <p>ア 本部の設置について 各市町村に1か所設置するものとする。</p> <p>イ 支部の設置について 政令指定都市については区ごとに1か所、<u>その他の市町村については地域の実情に応じて、本部のほかにも支部を設置することができる。なお、支部を設置した場合、別途加算の対象とする。</u></p> <p>④ 実施方法 (略)</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 (略)</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）、<u>ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）及び障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等</u>（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援</p> <p>① 事業内容 ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合には、別途加算の対象とする。((1)①ア～ウ又は(2)①ア～エに加えてひとり親家庭等の全てに対し、②のいずれかの事業を実施することとし、会員数は問わない。なお、事業内容は</p>	<p>③ ファミリー・サポート・センターの設置について</p> <p>ア 本部の設置について 各市町村に1か所設置するものとする。</p> <p>イ 支部の設置について 政令指定都市については区ごとに1か所、本部のほかにも支部を設置することができる。</p> <p>④ 実施方法 (略)</p> <p>(2) 病児・緊急対応強化事業 (略)</p> <p>(3) ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭、低所得者（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯）及び<u>ダブルケア負担の世帯（育児と親等の介護を同時に行っている世帯）</u>（以下「ひとり親家庭等」という。）の利用支援</p> <p>① 事業内容 ひとり親家庭等に対して利用を支援することにより、ファミリー・サポート・センターの利用促進を図る事業を実施する場合には、別途加算の対象とする。((1)①ア～ウ又は(2)①ア～エに加えてひとり親家庭、<u>低所得者及びダブルケア負担の世帯</u>の全てに対し、②のいずれかの事業を実施することとし、会員</p>

<p>対象によって異なるものとしても構わない。) )</p> <p>② 利用支援の内容</p> <p>ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員を優先して調整</p> <p>イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応</p> <p>ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員への助成</p> <p>エ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、<u>活動前の事前顔合わせ等について、外出することが困難なひとり親家庭等に対し、自宅等への訪問実施</u></p> <p>(4) 預かり手増加のための取組 (略)</p> <p>4 留意事項 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>	<p>数は問わない。なお、事業内容は対象によって異なるものとしても構わない。) )</p> <p>② 利用支援の内容</p> <p>ア ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員を優先して調整</p> <p>イ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員の活動時間の制限をなくし、早朝、夜間、宿泊、休日の受入れなどに柔軟に対応</p> <p>ウ ひとり親家庭等がファミリー・サポート・センターを利用する場合、子どもの預かりの援助を行いたい会員への助成</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) 預かり手増加のための取組 (略)</p> <p>4 留意事項 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>
<p>(4) 預かり手増加のための取組 (略)</p> <p>4 留意事項 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>	<p>(4) 預かり手増加のための取組 (略)</p> <p>4 留意事項 (略)</p> <p>5 費用 (略)</p>

<p>別添 1 (略)</p> <p>別添 2</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業における事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子どもの転倒事故</p> <p>提供会員は、子どもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。</p> <p>さらに、自動車に子どもを乗車させる場合には、シートベルトを着用させること。また、6歳未満の子どもについては、チャイルドシートを使用すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自転車による事故</p> <p>子どもを自転車に乗せる場合には、チャイルドシートを使用し、ヘルメットを着用させること。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>別添 1 (略)</p> <p>別添 2</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業における事故の発生状況を踏まえた提供会員の留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 子どもの転倒事故</p> <p>提供会員は、子どもの進路につまづきやすいものや段差がないか注意を払うこと。また、帰宅途中は、提供会員と手をつないで帰るなど、転倒させないための工夫をして事故防止に努めること。</p> <p>さらに、自動車に子ども(6歳未満)を乗車させる場合には、チャイルドシート等の使用が義務づけられているので、必ずチャイルドシートに座らせ、シートベルトをしっかり締めること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 自転車による事故</p> <p>子どもを自転車の後ろに乗せる場合には、チャイルドシートを整備すること。</p> <p>(5) (略)</p>
--	---